

緊急時の手話通訳者・要約筆記者派遣手続き

聴覚障がい者が病院へ運ばれたり、緊急事態に見舞われたりした場合で、通常の方法では派遣要請が難しいときには、次の方法で手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

<派遣の手順>



お問い合わせ先
福山市障がい福祉課 928-1062